

区 分		耐震診断	耐震改修
政策医療を担う病院 (救命救急センター、 病院群輪番制病院 など)	厚生労働省	<p>【耐震診断】</p> <p>医療施設耐震化促進事業 (医療施設運営費補助金)</p> <p>○補助率 国1/3、県1/3</p> <p>○基準額 1か所あたり560 万円</p>	<p>○補助率 国1/2</p> <p>○基準額</p> <p>① 2,300㎡(基準面積) × 40,300円</p> <p>② 2,300㎡(基準面積) × 191,400円</p> <p>※①は政策医療を担う病院</p> <p>※②は政策医療を担うIs値0.4未満の病院 及びIs値0.3未満のその他の病院</p>
病院・診療所等 (上記以外など)	国土交通省	<p>【耐震診断・耐震改修】</p> <p>住宅・建築物安全ストック形 成事業(社会資本整備総合 交付金又は防災・安全交付 金)</p> <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物 国1/3 ・民間建築物※2 国1/3、地方1/3 <p>○限度額 1,030~3,600円/㎡</p>	<p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物 国11.5%(避難所等の場合、国1/3)※1 ・民間建築物※2 国11.5%、地方11.5% (避難所等の場合、国1/3、地方1/3) <p>○限度額 50,300円/㎡(免震化の場合等は82,300円/㎡)※3</p>

※1 耐震診断義務付け対象となる公共の大規模な病院等については、補助率を引上げ(改修 11.5%→1/3(避難所等の場合1/3→2/5))

※2 民間建築物については、地方公共団体に補助制度が整備されている場合のみ、国が支援を実施

※3 天井を併せて改修する場合:13,400円/㎡~70,000円/㎡加算
設備を併せて改修する場合:6,500円/㎡(天井改修と設備改修を併せて行う場合:5,200円/㎡)加算(防災拠点に限る)

耐震対策緊急促進事業(平成30年度末までの時限措置)

改正耐震改修促進法により耐震診断義務付け対象となる民間の大規模な病院等(5,000㎡以上等)について

- ・地方公共団体に補助制度が整備されていない場合、国単独で交付金と同率の補助(改修 11.5%)
- ・地方公共団体に補助制度が整備されている場合、補助率を引上げ
(改修 11.5%→1/3(避難所等の場合1/3→2/5))

上記の厚生労働省と国土交通省の補助事業は、併用できません。

病院等における耐震診断・耐震整備の補助事業

(1) 医療施設運営費等補助金(医療施設耐震化促進事業 平成30年度予算 13,067千円)

医療施設耐震化促進事業(平成18年度～)

(事業概要)

医療施設の耐震化を促進するため、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震診断に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

(基準額): 5,600千円

(補助率): 1/3 (国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(2) 医療提供体制施設整備交付金のメニュー項目(平成30年度予算 32.4億円の内数)

1. 基幹・地域 災害拠点病院施設整備事業(平成8年度～)

(事業概要)

・都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 40,300円 = 92,690千円

2,300 m^2 (基準面積) \times 191,400円 = 440,220千円(耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

(調整率): 0.5(平成20年度第1次補正予算により0.33から0.5へ嵩上げ)

※この他に備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、研修部門(基幹災害拠点病院のみ)の整備に対する補助(調整率0.33)を行う。

2. 地震防災対策医療施設耐震整備事業(平成13年度～)

(事業概要)

・地震防災対策特別措置法(H7法111)に基づき、都道府県が著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区において、地震防災上緊急に整備すべき施設等(医療機関含む)の計画である「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づいて耐震化を必要とする医療機関が実施する耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

・土砂災害危険箇所内に所在する医療機関が実施する耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 40,300円 = 92,690千円

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ嵩上げ)

3. 医療施設等耐震整備事業(平成18年度～)

(事業概要)

1. 耐震化未実施の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院等の災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震整備に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

2. 耐震構造指標である、「Is値0.3未満の建物」を有する病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): $1. 2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 40,300円 = 92,690千円

2. $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 191,400円 = 440,220千円(耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

2. $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 191,400円 = 440,220千円

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ嵩上げ)

住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金等の基幹事業)



※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

住宅・建築物ストックの安全性の確保を図るため、建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等について、地方公共団体と連携し、以下の枠組みのもと財政的支援を行う。

住宅

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

※ 地方公共団体は、住宅ごとに左欄の補強設計・耐震改修等への個別支援と右下欄のパッケージ支援を選択して適用することが可能

個別支援

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額（国+地方）：
 - ✓ 戸建て住宅：82.2万円/戸
 - ✓ マンション：補助対象単価(49,300円/㎡) × 床面積 × 交付率
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額

■ 交付額

国と地方で定額100万円
(ただし、耐震改修工事費の8割を限度)

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- 耐震化の必要性に係る普及・啓発

平成30年度予算における拡充事項

建築物

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

- 多数の者が利用する建築物（商業施設、ホテル・旅館、旅館、オフィスビル等（3階建て&1,000㎡以上等））
- 緊急輸送道路沿いの建築物、避難所等

■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額（国+地方）：
 - ✓ 建築物：補助対象単価(50,300円/㎡) × 床面積 × 交付率
 - ※併せて天井・設備を改修する場合加算（設備加算は防災拠点に限る）
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成



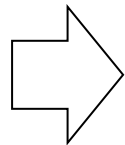
耐震対策緊急促進事業（平成30年度末までの時限の補助金） 平成30年度当初予算：国費120億円

●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

補強設計への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率1/3の補助を行う。

国 補助金 1/3	事業者 2/3
-----------------	------------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/2に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	-----	---------------	--------------

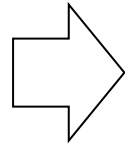
(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

※ 地方公共団体が国と同額の負担による1/2の支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

耐震改修等への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 11.5%	地方 11.5%	事業者 77%
-------------------	-------------	------------



※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率11.5%の補助を行う。

国 補助金 11.5%	事業者 88.5%
-------------------	--------------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/3に拡充する。

国 1/3	補助金	地方 11.5%~1/3	事業者 55.2%~1/3
----------	-----	-----------------	------------------

(1/3=交付金11.5%+補助金21.8%)

※ 都道府県が改正耐震改修促進法に基づき避難所等に位置づけられれば(要安全確認計画記載建築物)、国費による実質補助率を2/5に拡充する。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

(2/5=交付金1/3+補助金1/15)



耐震対策緊急促進事業（平成30年度末までの時限の補助金）

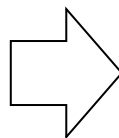
平成30年度当初予算：国費120億円

●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の避難路沿道建築物、避難所等の防災拠点に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

耐震診断、補強設計への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を $1/2$ に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	-----	---------------	--------------

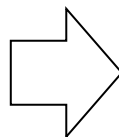
($1/2 = \text{交付金} 1/3 + \text{補助金} 1/6$)

- ※ 避難路沿道建築物については、補償規定により全額公費負担とする。
- ※ 避難所等の防災拠点については、地方公共団体が国と同額の負担による支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

耐震改修等への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を $2/5$ に拡充する。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

($2/5 = \text{交付金} 1/3 + \text{補助金} 1/15$)